

森林環境譲与税の使途について、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」第34条第3項の規定により、次表のとおり公表します。

【歳出】 (単位:千円)

区分	事業費	財源内訳				
		国・県支出金	地方債	その他	一般財源	
					森林環境譲与税	その他
意向調査の実施 (調査用紙の作成印刷及び発送 用郵便料金)	34				34	
木質バイオマスの利用普及 (木の駅プロジェクトの取組を行う 団体への補助)	913				913	
大多喜町県単森林整備事業の実 施 (町負担分の補助を10%嵩上げた)	1,329				1,329	
木材利用の普及啓発 (木製遊具の備品購入)	1,090				1,090	
木材利用・普及啓発 (木材粉碎機の購入)	2,577				2,577	
森林環境譲与税基金積立	5,145				5,145	
合 計	11,088	0	0	0	11,088	0

1. 大多喜町県単森林整備事業により、竹林整備(伐竹)を4箇所実施しました
2. 木の駅プロジェクトでの木材購入費用の補助を行い、町内森林の間伐促進と木材利用の普及を図っています
3. 「木材粉碎機」を購入したので、町民に貸出して森林整備と木材利用の推進を図ります
4. 町立保育園2園に木育として、木製遊具(ジャングルジム)とサンブスギ積み木を配備しました
5. 後年度から開始する予定の「大多喜町森林整備事業」の財源とするために、基金に積み立てています